

# 松本市立地適正化計画 届出の手引き

平成 31 年 3 月改定

松 本 市

松本市では、都市再生特別措置法に基づく「松本市立地適正化計画」を策定しました。  
 本計画の公表に伴い、立地適正化制度の対象行為を行う場合は市長への届出が必要となります。  
 届出をしないで、又は虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処させる場合がありますので、  
 この手引きを参考に手続きを行ってください。

【計画の公表日】

都市機能誘導区域及び誘導施設：平成29年3月31日

居住誘導区域：平成31年3月31日



都市機能誘導区域	都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設等)の立地を誘導すべき区域
居住誘導区域	都市の居住者の居住を誘導すべき区域 (一定の人口密度を維持する区域)
公共交通	維持・強化する公共交通網を設定(松本市次世代交通政策実行計画や松本市地域公共交通網形成計画と連携)

# 都市機能誘導区域における届出

## 1 届出制の目的

届出制は、市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握し、届出者に対して、都市機能の誘導方針や支援措置などの情報提供・調整等を行うことを目的とするものです。

## 2 届出対象となる行為等

松本都市計画区域のうち、都市機能誘導区域（P10参照）の外又は内で、以下の行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに届出が義務付けられています。

（都市再生特別措置法第108条第1項第2項、108条の2第1項）

### (1) 届出対象となる行為

#### ア 開発行為

- ・都市機能誘導区域「外」で誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行う場合

#### イ 建築等行為

- ・都市機能誘導区域「外」で誘導施設を有する建築物を新築する場合
- ・都市機能誘導区域「外」で建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・都市機能誘導区域「外」で建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

#### ウ 届出内容を変更する場合

- ・ア又はイの届出内容を変更する場合

#### エ 休廃止

- ・都市機能誘導区域「内」で誘導施設を休止又は廃止する場合

### (2) 届出対象とならない行為

都市再生特別措置法第108条第1項、都市再生特別措置法施行令第35条及び36条により、以下の行為を行う場合は届出の必要はありません。

- ・誘導施設を有する建築物で仮設のものものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・誘導施設を有する建築物で仮設のものものの新築
- ・建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為
- ・都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

### (3) 届出対象となる施設（誘導施設）

市内8カ所に設定した都市機能誘導区域ごとに誘導施設は異なります。

都市機能誘導区域「内」の行為であっても、該当する都市機能誘導区域において誘導施設として設定していない施設の建築等を行う場合は、届出が必要となる場合があるのでご注意ください。

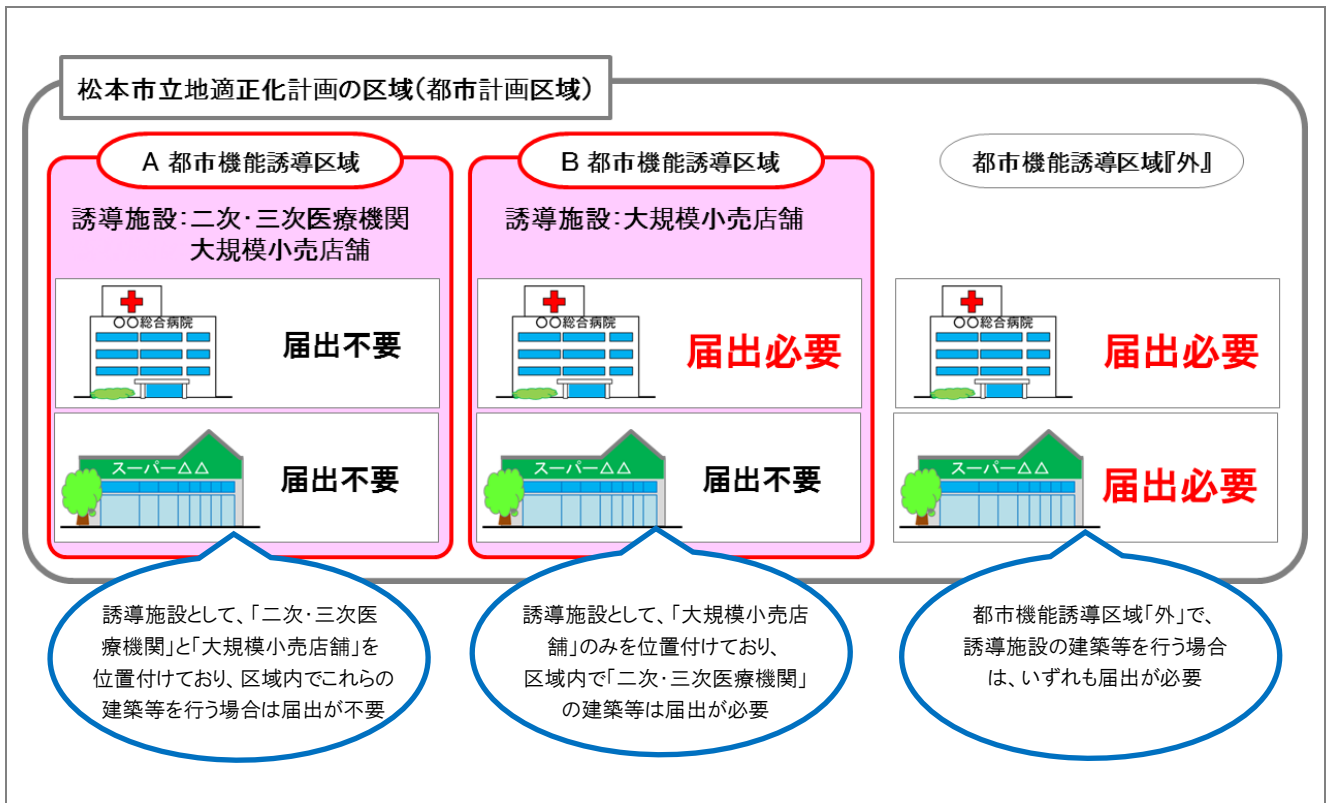


図 都市機能誘導区域と誘導施設に関する届出の考え方(例)

表 誘導施設～拠点・施設別のまとめ～

	行政	商業		医療	福祉	子育て	金融	文化			教育研究	コンベンション	事業														
		大規模集客施設	大規模小売店舗	食料・日用品店舗	二次・三次医療機関	身近な医療機関	高齢者福祉施設	生きているの仕組みをつくる施設	障害者支援の拠点施設	子育て支援施設	学生や子どもが集う施設	日銀、金融機関の本店機能等	支店、郵便局等	基幹となる博物館、美術館等	基幹となる図書館	情報発信施設	音楽ホール、文化ホール	広域的に学生等が集まる学校	研究機関、まちなかキャンパス	大学および関係機関	コンベンション施設	文化芸術と産業をつなぐ施設	エネルギー高度利用施設	本社機能(工業系等を除く)			
1 誘導施設 ●: ある施設の充実(増加、機能拡充) ▲: ない施設を誘導 ■: ある施設の維持(区域外への立地抑制)	主要な行政施設																										
	大規模集客施設	●	■	■	▲	▲	■	▲	●	▲													●	▲	▲	●	
2 緩やかな立地支援 △: 地域特性に応じて立地(維持) ※届出対象外	大規模小売店舗																										
	食料・日用品店舗																										
都市機能誘導区域	都市中心拠点	●	■	■	▲	▲	■	▲	●	▲													●	▲	▲	●	
	地域拠点	南松本駅周辺		■	■	▲			▲	●	▲																
		村井駅周辺			■	▲		■	▲	●	▲																
		平田駅周辺			■	▲			▲	●	▲																
		島内駅周辺			■	▲			▲	●	▲								●								
		波田駅周辺			■	▲		■	▲	●	▲								●	●							
		寿台・松原周辺			■	▲			▲	●	▲																
		信州大学周辺			■	▲		■	▲	●	▲													●			

【備考】・「表 誘導施設～誘導すべき主な施設と考え方～」を参照してください。  
 ・「食料・日用品店舗」、「身近な医療機関」、「金融機関の支店・郵便局」は、地域の特性に応じた立地の支援を今後検討するものであり、立地適正化計画制度に基づく届出の必要はありません。

表 誘導施設～誘導すべき主な施設と考え方～

機能	施設区分	施設内容	誘導区域
行政	主要な行政施設	国・県・市の主要な行政施設	中心市街地
商業	大規模集客施設	大規模集客施設(店舗面積 10,000m <sup>2</sup> 以上) (建築基準法 別表第2(わ)に記載された建築物)	中心市街地、南松本駅周辺
	大規模小売店舗	大規模小売店舗(店舗面積 1,000m <sup>2</sup> 以上) (大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項)	全ての区域
医療	二次・三次医療機関	一般的な入院医療(二次医療)や高度・専門的な医療(三次医療)を提供する医療機関	中心市街地、村井駅周辺、波田駅周辺、信州大学周辺
福祉	高齢者福祉施設 (介護保険事業計画施設等を除く。)	介護保険事業計画外の有料老人ホーム(住宅型)サービス付き高齢者向け住宅	全ての区域
	生きがいの仕組みをつくる施設	多世代交流施設など	全ての区域
	障害者支援の拠点施設	障害者相談支援センター	南松本駅周辺
子育て	子育て支援施設	市域全体を対象とする、子育て相談や子育て支援等の拠点施設	全ての区域
	学生や子どもが集う施設	まちなか学習施設等	中心市街地
金融	日銀、その他金融機関の本店機能等	日本銀行松本支店、その他金融機関の本店や営業本部、都市銀行等の全国展開する金融機関の支店など (日本銀行法、銀行法第 4 条、信用金庫法第 4 条、労働金庫法第 6 条、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策金融庫法)	中心市街地
文化	基幹となる博物館、美術館等	市立博物館、市立美術館 (博物館法第 2 条第 1 項、博物館法第 29 条)	中心市街地
	基幹となる図書館	市立中央図書館 (図書館法第 2 条第 1 項)	中心市街地
	情報発信施設	観光や生活、まちづくりの情報発信拠点	中心市街地
	音楽ホール、文化ホール	まつもと市民芸術館、松本市音楽文化ホール、松本市波田文化センターアクトホール、長野県松本文化会館	中心市街地、島内駅周辺、波田駅周辺、信州大学周辺
教育研究	広域的に学生等が集まる学校	私立小中学校、高等学校、中等教育学校、特殊支援学校、大学 (学校教育法第 1 条)	中心市街地、南松本駅周辺、村井駅周辺、波田駅周辺、信州大学周辺
	大学等の研究機関、まちなかキャンパス	(学校教育法第 1 条)	中心市街地
	大学および関係機関	(学校教育法第 1 条)	信州大学周辺
コンベンション	コンベンション施設	会議施設 (100 名以上収容できる会議室を有する。)	中心市街地
事業	文化芸術と産業をつなぐ施設	文化芸術の創造性を生かし、地域や産業の活性化につなげる施設	中心市街地
	エネルギー高度利用施設	コージェネレーションシステム等を導入した施設(民生分野)	中心市街地
	本社機能 (工業系事業所等を除く。)	企画・マーケティング関連、クリエイティブ関連(TV、広告、雑誌、WEB 等)、IT・ソフトウェア関連、研究・開発・設計関連等、企業間や大学との協働によりイノベーションを生み出す可能性の高い産業の本社機能を有する施設	中心市街地

【備考】

「松本市立地適正化計画 4 都市機能誘導区域等の設定 (4) 誘導施設の設定」を参照してください。

### 3 届出の書類等

---

届出に際しては、以下の書類等を2部提出してください。

(1) 開発行為の場合

ア 届出書

様式 18 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

イ 添付書類

○位置図 (縮尺 2,500 分の 1 以上)

○当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上)

○設計図 (土地利用計画図、予定建築物の各階平面図) (縮尺 100 分の 1 以上)

○その他参考となる事項を記載した図書

- ・求積図 (開発区域の面積を確認できる資料)
- ・届出理由 (用地選定理由、都市機能誘導区域外で行為を行わざるを得ない理由など)
- ・委任状 (届出手続きを代理人に委任する場合)

(2) 建築等行為の場合

ア 届出書

様式 19 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

イ 添付書類

○位置図 (縮尺 2,500 分の 1 以上)

○敷地内における建築物の位置を表示する図面 (配置図) (縮尺 100 分の 1)

○建築物の 2 面以上の立面図 (縮尺 50 分の 1 以上)

○建築物の各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上)

○その他参考となる事項を記載した図書

- ・求積図 (建築物の存する土地の面積を確認できる資料)
- ・届出理由 (用地選定理由、都市機能誘導区域外で行為を行わざるを得ない理由など)
- ・委任状 (届出手続きを代理人に委任する場合)

(3) 届出内容を変更する場合

ア 届出書

様式 20 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係)

イ 添付書類

当初の届出と同様の書類一式

(4) 誘導施設を休廃止する場合

ア 届出書

様式 21 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係)

イ 添付書類

原則不要 (位置図や記載内容に関わる資料等の提出をお願いする場合があります。)

# 居住誘導区域における届出

## 1 届出制の目的

届出制は、市が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握し、届出者に対して、居住の誘導方針や支援措置などの情報提供・調整等を行うことを目的するものです。

## 2 対象となる行為等

松本都市計画区域のうち、居住誘導区域（P 1 0 参照）の外で、以下の行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに届出が義務付けられています。

（都市再生特別措置法第88条第1項、第2項）

### (1) 対象となる行為

#### ア 開発行為

- ・ 3戸以上の住宅<sup>\*</sup>の建築目的の開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m<sup>2</sup>以上のもの






#### イ 建築等行為

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

#### ウ 届出内容を変更する場合

- ・ ア又はイの届出内容を変更する場合

<sup>\*</sup>「住宅」とは、一戸建ての住宅、兼用住宅、併用住宅、長屋及び共同住宅を指します。

開発行為の例	建築等行為の例
3戸の開発行為 <b>届出必要</b> 	3戸の建築行為 <b>届出必要</b> 
1,300m <sup>2</sup> 、1戸の開発行為 <b>届出必要</b> 	1戸の建築行為 <b>届出不要</b> 
800m <sup>2</sup> 、2戸の開発行為 <b>届出不要</b> 	

参考：国土交通省資料

図 居住誘導区域における届出の考え方(例)

### (2) 届出対象とならない行為

都市再生特別措置法第88条第1項、都市再生特別措置法施行令第27条及び28条により、以下の行為を行う場合は届出の必要はありません。

- ・ 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の住居の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・ 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の住居の用に供する住宅等の新築
- ・ 建築物を改築し、又はその用途を変更して住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の住居の用に供する住宅等とする行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為
- ・ 都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

### 3 届出の書類等

---

届出に際しては、以下の書類等を2部提出してください。

#### (1) 開発行為の場合

##### ア 届出書

様式10（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

##### イ 添付書類

- 位置図（縮尺2,500分の1以上）
- 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- 設計図（土地利用計画図、予定建築物の各階平面図）（縮尺100分の1以上）
- その他参考となる事項を記載した図書
  - ・求積図（開発区域の面積を確認できる資料）
  - ・住宅の戸数が判断できる資料
  - ・届出理由（用地選定理由、居住誘導区域外で行為を行わざるを得ない理由など）
  - ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）

#### (2) 建築等行為の場合

##### ア 届出書

様式11（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

##### イ 添付書類

- 位置図（縮尺2,500分の1以上）
- 敷地内における住宅の位置を表示する図面（配置図）（縮尺100分の1）
- 住宅の2面以上の立面図（縮尺50分の1以上）
- 住宅の各階平面図（縮尺50分の1以上）
- その他参考となる事項を記載した図書
  - ・求積図（建築物の存する土地の面積を確認できる書類）
  - ・住宅の戸数が判断できる資料
  - ・申請理由（用地選定理由、居住誘導区域外で行為を行わざるを得ない理由など）
  - ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）

#### (3) 届出内容を変更する場合

##### ア 届出書

様式12（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

##### イ 添付書類

当初の届出と同様の書類一式



# 届出の流れ等

## 1 届出等の時期

立地適正化計画に基づく届出は、都市再生特別措置法に基づき、開発行為や建築等行為に着手する30日前までに行う必要があります。届出内容を変更する場合や都市機能誘導区域内の誘導施設を休廃止する場合も、その行為に着手する日の30日前までに届出を行う必要があります。

また、立地適正化計画に基づく届出は、都市計画法に基づく開発許可申請や建築基準法に基づく建築確認申請に先行して届出することが望ましいとされており、対象となる行為を行おうとする場合は、事業を計画、検討する早い段階からご相談ください。

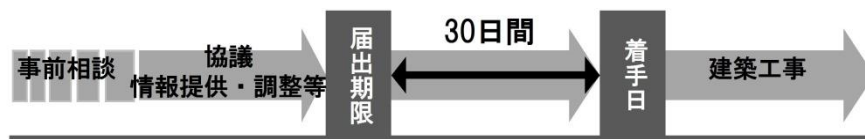
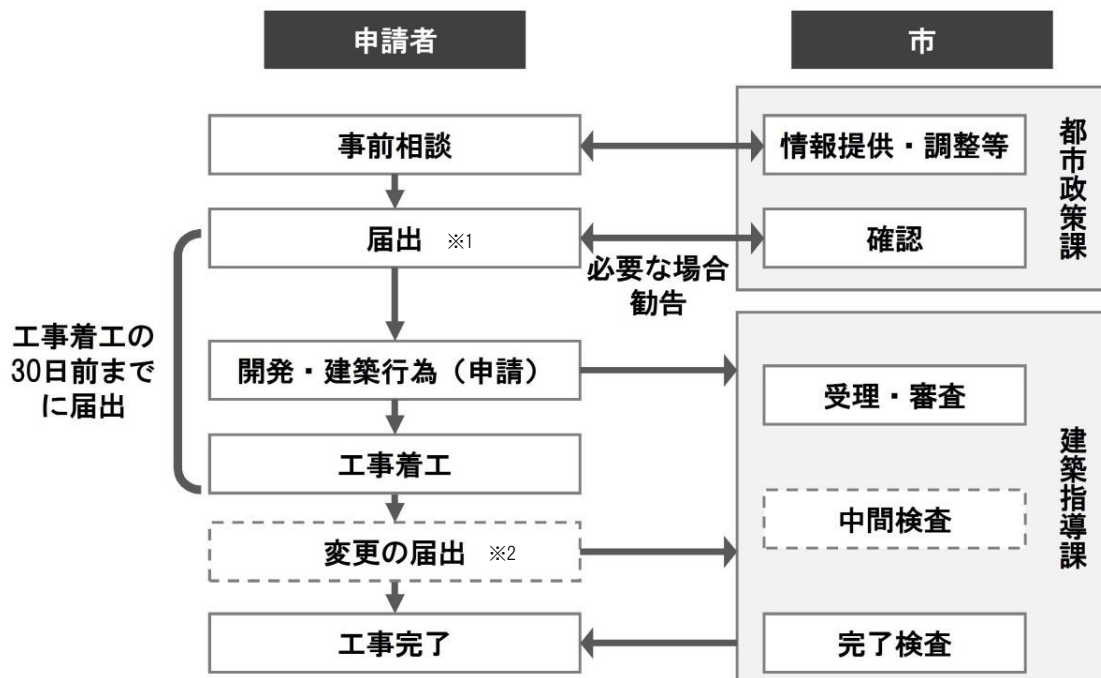


図 届出等の時期

## 2 手続きの流れ



※1 立地適正化計画に基づく届出は、開発行為等に着手する30日前までに必要です。

※2 届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。

図 手続きの流れ

### 3 その他

---

(1) 届出をしないで、又は虚偽の届出をして計画の対象行為を行った場合、30万円以下の罰金に処せられます。(都市再生特別措置法第130条)

(2) 届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象となります。

(3) ご相談・お問い合わせ

ア 立地適正化計画に関する相談や届出、都市計画の確認等について

松本市役所 建設部 都市政策課 都市計画担当

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

電話：0263-34-3251

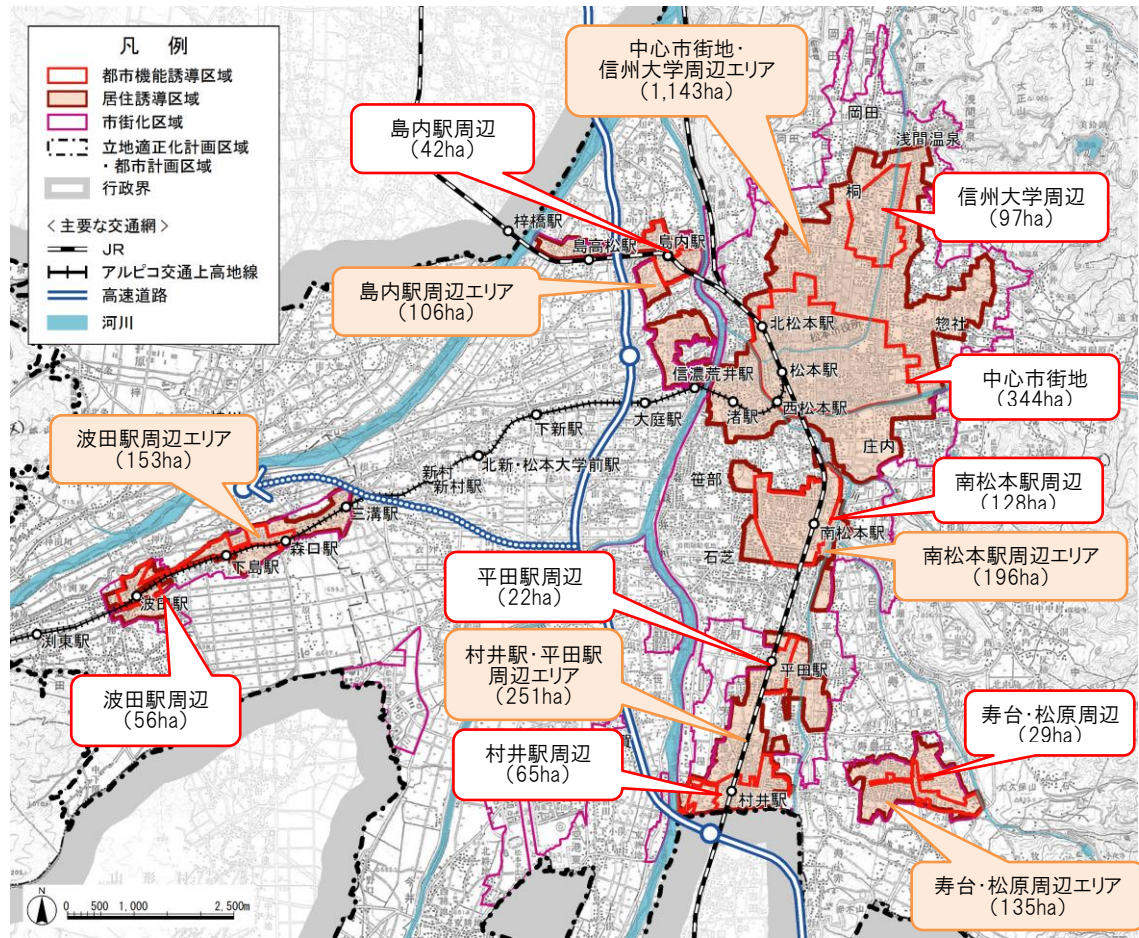
イ 開発許可申請や建築確認申請等について

松本市役所 建設部 建築指導課 開発担当・指導審査担当

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

電話：0263-34-3255

# 参考 都市機能誘導区域・居住誘導区域



※ 区域界の詳細は、「都市機能誘導区域図」「居住誘導区域図」で確認してください。

都市機能誘導区域		居住誘導区域	
拠点	範囲	エリア	範囲
都市中心拠点	中心市街地	中心市街地・信州大学周辺エリア	中心市街地、信州大学、長野県松本合同庁舎を含む 1,143ha
	信州大学周辺	信州大学周辺エリア	
地域拠点	南松本駅周辺	南松本駅周辺エリア	南松本駅周辺及び国道 19 号沿線の 196ha
	村井駅周辺	村井駅・平田駅周辺エリア	村井駅～平田駅周辺及び国道 19 号沿線の 251ha
	平田駅周辺	平田駅周辺エリア	
	島内駅周辺	島内駅周辺エリア	島内駅～島高松駅周辺及び旧国道 147 号沿線の 106ha
	波田駅周辺	波田駅周辺エリア	波田地域の市街化区域内の 153ha
	波田駅周辺	波田駅周辺	
	寿台・松原周辺	寿台・松原周辺エリア	寿台・松原の市街化区域の内の 135ha
都市機能誘導区域面積合計 783ha は、市街化区域面積 4,008ha の 19.5%		居住誘導区域面積合計 1,984ha は、市街化区域面積 4,008ha の 49.5%	

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日 ※ 着手の30日前までに届出が必要  
松本市長 殿

届出者 住 所  
氏 名 印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	松本市〇〇〇1丁目234番5、678番9の一部
	2 開発区域の面積	2,3456.78平方メートル
	3 住宅等の用途	戸建て住宅〇〇戸、共同住宅〇戸
	4 工事の着手予定年月日	※ 〇〇年 〇〇月 〇〇日
	5 工事の完了予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
	6 その他必要な事項	連絡先(住所、電話番号、担当者名)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 10px;">                 住宅等の新築                  建築物を改築して住宅等とする行為                  建築物の用途を変更して住宅等とする行為             </td> <td style="vertical-align: middle;">                 について、下記により届け出ます。                  ※ 該当行為を○             </td> </tr> </table>		}	住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	について、下記により届け出ます。 ※ 該当行為を○
}	住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	について、下記により届け出ます。 ※ 該当行為を○		
<p>年 月 日 ※ 着手の30日前までに届出が必要</p> <p>松本市長 殿</p>				
<p>届出者 住所 氏名 印</p>				
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	松本市○○○1丁目234番5、678番9の一部 地目 畑、宅地 面積 2,3456.78平方メートル ※複数の地目等がある場合は、必要に応じて別紙に整理			
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	戸建て住宅○○戸、共同住宅○戸			
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途				
4 その他必要な事項	行為の着手予定日、行為の完了予定日 連絡先(住所、電話番号、担当者名)			

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。



行為の変更届出書

※ 着手の30日前までに届出が必要 年 月 日

松本市長殿

届出者 住所  
氏名 印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。  
記

- 1 当初の届出年月日 ○○年 ○○月 ○○日
- 2 変更の内容  
当初の届出後、面積や画地数、戸数等の変更が生じた場合、変更内容を記入
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 ※ □□年 □□月 □□日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 △△年 △△月 △△日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。  
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日 ※ 着手の30日前までに届出が必要

松 本 市 長 殿

届出者 住 所  
氏 名 印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	松本市〇〇〇1丁目234番5、678番9の一部
	2 開発区域の面積	2,3456.78平方メートル
	3 建築物の用途	サービス付き高齢者向け住宅
	4 工事の着手予定年月日	※ 〇〇年 〇〇月 〇〇日
	5 工事の完了予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
	6 その他必要な事項	施設概要(店舗面積、規模など) 連絡先(住所、電話番号、担当者名)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p> <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">                     誘導施設を有する建築物の新築                      建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為                      建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為                 </span> <span style="font-size: 2em;">}</span> </p> <p>※ 該当行為を○</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 ※ 着手の30日前までに届出が必要</p> <p style="text-align: center;">松本市長殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
<p>1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積</p>	<p>松本市○○○1丁目234番5、678番9の一部</p> <p>地目 畑、宅地</p> <p>面積 2,3456.78平方メートル</p> <p>※複数の地目等がある場合は、必要に応じて別紙に整理</p>
<p>2 新築しようとする建築物又は改築 若しくは用途の変更後の建築物 の用途</p>	<p>大規模小売店舗(スーパーマーケット)</p>
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする 場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>行為の着手予定日、行為の完了予定日</p> <p>施設概要(店舗面積、規模など)</p> <p>連絡先(住所、電話番号、担当者名)</p>

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。



行為の変更届出書

※ 着手の30日前までに届出が必要 年 月 日

松本市長殿

届出者 住所

氏名

印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 ○○年 ○○月 ○○日
- 2 変更の内容  
当初の届出後、用途や面積等の変更が生じた場合、変更内容を記入
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 ※ □□年 □□月 □□日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 △△年 △△月 △△日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

※ 着手の30日前までに届出が必要 年 月 日

松本市長殿

届出者 住所  
氏名 印

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。 ※ 該当行為を○

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地  
○○スーパー××店、大規模商業施設、松本市○○○1丁目234番5
- 2 休止（廃止）しようとする年月日  
※ □□年 □□月 □□日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
  - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
  - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項  
除却予定 ××年 ××月 ××日、その後○○施設を整備

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
  - 3 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の時期について記入してください。